

## 特記仕様書

受注者は、この工事の施工にあたって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 この工事の施工にあたって使用する無技能者（普通作業又は軽作業等に従事させる者をいう。以下同じ。）のうち公共職業安定所（以下「職安」という。）の紹介により吸収する無技能者の数（以下「要吸収数」という。）は、延 〃 人とする。ただし、この工事に使用される無技能者の総数から職安が認めた受注者の手持ち無技能者の数を控除した数が要吸収数より少ない場合は、その人数とする。
- 2 この契約締結後、速やかに飯塚市（以下「市」という。）が定める公共事業施工通知書を職安に提出して、職安の定める手続きに従い定める数の求人の申込みをしたうえで、職安の紹介により失業者を雇用すること。
- 3 工事が完了したときは、速やかに市が定める公共事業失業者吸収証明願いを職安に提出し、公共職業安定所長の証明を受けること。ただし、工事の施工にあたって受注者の手持ち無技能者のみ使用し、職安の紹介による失業者を雇用しなかった場合は、職安に対し公共事業失業者吸収証明願いを提出する必要はない。
- 4 しゅん功届けを市に提出する際には、前記（3）により公共職業安定所長が証明した公共事業失業者吸収証明書を添付すること。

## 安全・訓練等の実施に関する特記仕様書

### 1 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加による月当たり半日以上の時間を割り当てて、下記項目から実施内容を選択し安全・訓練等を実施するものとする。

- (1) 安全活動のビデオ等視聴覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容等の周知徹底
- (3) 本工事安全施工技術指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

### 2 安全・訓練等の活動計画及び報告書の作成

施工に先立ち、工事内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成した「安全・訓練等の活動計画書」（様式-1）を提出し、事前に承認を受けなければならない。

また、活動結果について実施の都度、「安全・訓練等の活動報告書」（様式-2）を監督員に提出し報告しなければならない。

### 3 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を実施ごとに、写真等と工事報告（工事日誌）に記録し、「安全・訓練等の実施状況報告」とともに報告しなければならない。

## 工事カルテ・登録に関する特記仕様書

受注者は、受注時、変更時、完成時の各時点において工事請負金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、工事实績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から 10 日以内に、完成時は工事完成後 10 日以内に登録申請しなければならない。

また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が受注者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

## 建設発生土に関する特記仕様書

- 1 建設発生土の処分地選定については、福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例（平成 14 年福岡県条例第 27 号）に基づく県知事の認可又は福岡県土砂埋立て等による災害の発生防止に関する条例施行規則（平成 14 年福岡県規則第 50 号）別表第 1 に掲げる法令等の許可、認可その他これらに相当する行為を受けて土砂埋立て等を行う処分地から選定し、発注担当者は、土砂埋立て等の許可を有することを確認する。選定（決定）後は指定とする。
- 2 処分地の選定後は「建設発生土処分地計画書」及び処分地までの経路図を、また、工事施工後は「建設発生土処分地確認書」及び搬出先の確認写真を発注担当者に提出すること。
- 3 施工中に工事間流用等の有効利用が可能になった場合は、残土の運搬費、処分費を設計変更の対象とする。
- 4 その他詳細については、発注担当者との協議すること。

## 舗装版切断時に発生する濁水について

- 1 受注者は、舗装版切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。
- 2 受注者は、他の産業廃棄物と同様に当該濁水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを監督員に提出しなければならない。
- 3 当該濁水の処理に関し、濁水量に変更が生じた場合、受注者は濁水量を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。
- 4 受注者は、当該濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該濁水と同様に吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については適正な運搬・処理を実施することとし、マニフェストの写しを監督員に提出しなければならない。

様式 25-7

## 特 記 仕 様 書

本工事は、建設副産物情報交換システム「COBRIS」（以下「COBRIS」）の登録対象工事であり、受注者は施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに「COBRIS」にデータの入力を行い、建設副産物情報交換システム工事登録証明書、再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）の様式を出力し監督員に提出すること。

工事登録時に必要となる利用申し込み等、システムに関する問い合わせは次による。

建設副産物情報センターHP URL：<http://www.recycle.jacic.or.jp/>